

87 財団法人の理事就任等認可に関する件に付各地方長官へ
通牒
〔昭和十九年八月〕

発国四五六号
裁 八月二十二日
文書課長
送 8月1日 起案者
発 (注記1)
(神麻)

昭和十九年八月二日起案

中等教育課長 (岡田)

国民教育局長 (阿原)

次官 (藤野) 青少年教育課長 (里見)

文書課長 (中根) (寺中)

(藤川) (宮澤) (日路) (中村) (野口)

(石塚) (中谷) (岡田) (鈴木) (中村)

(注記3)

(萩原) (田)

(下 札)

案

年(8)月(1)日

局長

各地方長官宛

財団法人ノ理事就任等認可ニ関スル件

(注記2) 曩ニ制定公布セラレタル許可認可等臨時措置令

第四条並ニ文部省關係許可認可等臨時措置令施行規則第四条ニ
基キ法人ノ設立許可並ニ定款及寄附行為變更認可ニ関スル事務

ノ一部ヲ貴官ニ委譲相成タル処右ニ伴ヒ従来中等学校等維持財
団ノ定款、寄付(行為)又ハ基本金管理ノ信託約款中ニ文部大臣

(又ハ主務官庁)ノ認可(又ハ承認)又ハ監督ヲ受ケシムルコトト為シタル、左記事項ニ関シテハ自今貴官ニ於テ処理又ハ監督スベキコトト致シタルニ付現行ノ定款、寄附行為又ハ信託約款中ニ此等ノ事項ヲ文部大臣(又ハ主務官庁)ニ於テ認可、承認又ハ監督スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テハ夫々貴官ニ於テ之ヲ為スベキ旨變更ノ措置ヲ執ラシムル様御指導相成度

追テ〔中等〕学校〔等〕維持財団ノ寄附行為ニ付テハ別紙ニ依リ御指導相煩度為念

記

一、理事又ハ其ノ他ノ役員ノ就任若^(抹消)ハ解任ノ認可又ハ承認

二、信託ト為シタル基本金ノ管理ノ監督

三、其ノ他文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則第四条第三号ニ依リ文部大臣ニ留保セラレタル事項以外ノ認可又ハ承認

^(加筆)
〔百枚程印刷願ヒマス〕

備考

本件ハ許可認可等臨時措置令並ニ同施行規則ニ基キ行政事務ノ簡素化ヲ図ル為メ^(加筆)〔中等学校等〕法人事務ノ一部ヲ地方長官ニ委譲セントスルモノニ有之

^(加筆)
〔以下参考〕

勅令第三百五十一号(昭和十九年五月二十日公布)

許可認可等臨時措置令

第一条 本令ニ於テ現行規定トハ法令ノ規定ニシテ本令施行ノ際現ニ行ハルルモノヲ総称ス

本令ニ於テ許認可トハ許可、認可、免許、認許、特許及承認ヲ総称ス

本令ニ於テ官庁トハ官庁ニ非ザル官衙ノ長ヲ含ムモノトス

本令ニ於テ中央行政官庁トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

内閣総理大臣 各省大臣 各省ノ総局長官 情報局総裁技

術院総裁 神祇院総裁 防空総本部長官 専売局長官 軍

事保護院総裁 馬政局長官 食糧管理局長官 企業整備本

部長 通信院総裁

本令ニ於テ地方行政官庁トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

地方長官 警視總監 財務局長 地方専売局長 営林局長

地方鉱山局長 軍需省ノ事務所ノ長 地方燃料局長 鉄道

局長 海運局長 通信局長

本令ニ於テ地方行政協議会長トハ戦時行政職權特例第六条ノ

都庁府県長官ヲ謂フ

第二条 地方行政官庁ガ現行規定ニ依リ受クベキ其ノ上級官庁

トシテノ中央行政官庁ノ監督上ノ許認可ハ当分ノ内之ヲ受クルコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ事項ヲ指定シ同項ニ掲グル其ノ許認可ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ地方行政協議会長ヲシテ行ハシムル旨ノ定ヲ為シ、当該許認可ノ全部若ハ一部ヲ要セズ報告等ヲ以テ足ル旨ノ定ヲ為シ又ハ特別ノ必要アルモノニ付テハ当該許認可ノ全部若ハ一部ヲ受クベキ旨ノ定ヲ為スコト

ヲ得

第三条 前条ノ規定ハ都道府県ニ対シ其ノ監督官庁トシテ現行規定ニ依リ中央行政官庁ノ為ス許認可（東京都制、北海道会
法、北海道地方費法、府県制、地方税法、地方学事通則、罹
災救助基金法、北海道罹災救助基金法又ハ沖縄県罹災救助基
金法ニ基ク許認可ヲ謂フ）ニ之ヲ準用ス

（加筆） 第四条 人又ハ法人ガ現行規定ニ依リ受クベキ中央行政官

庁ノ許認可（神社ニ係ル許認可、官庁其ノ他ノ行政庁トシテ
受クベキ許認可及都道府県ニ対スル前条ノ許認可ヲ含マズ公
立学校ニ係ル許認可ヲ含ム）ニ付テハ其ノ職權ハ当分ノ内左
ノ各号ニ定ムル行政官庁之ヲ行フ

一 許認可ノ申請ニ付現行規定ニ經由官庁ノ定アル場合ニ於
テハ左ノ行政官庁

（イ） 地方行政官庁ガ經由官庁ナルトキハ当該地方行政官庁
（ロ） 其ノ他ノ場合ニ於テ地方長官ノ下級官庁ガ經由官庁ナ

ルトキハ当該地方長官、地方長官以下ノ地方行政官庁
ノ下級官庁ガ經由官庁ナルトキハ当該地方行政官庁

二 前号ノ場合ヲ除クノ外許認可ヲ要スル事項ノ主タル關係
地ヲ管轄スル地方長官但シ当該事項ガ地方長官以外ノ地方
行政官庁ノ所管事項ニ該当スルモノナルトキハ主タル關係
地ヲ管轄スル当該地方行政官庁、当該事項ガ地方長官及地
方長官以外ノ地方行政官庁ノ所管事項ニ該当スルモノナル
トキハ主タル關係地ヲ管轄スル地方長官及当該地方行政官
庁

三 前二号ノ規定ニ拘ラズ主務大臣特ニ地方行政協議会長其
ノ他ノ行政官庁（中央行政官庁ヲ除ク）ヲ指定シタルトキ
ハ当該行政官庁

前項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ事項ヲ指定シ同項ニ掲グル許
認可ノ全部若ハ一部ヲ要セザル旨ノ定ヲ為シ、当該許認可ノ
全部若ハ一部ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ル旨ノ定ヲ為シ
又ハ特別ノ必要アルモノニ付テハ当該許認可ノ全部若ハ一部
ヲ受クベキ旨ノ定ヲ為スコトヲ得

第五条 第二条第二項（第三条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下
同ジ）

又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ中央行政官庁ノ許認可ノ職權ヲ
他ノ行政官庁ヲシテ行ハシムル場合ニ於テハ当該許認可ノ職
權ニ關聯スル左ニ掲グル職權ニシテ現行規定ニ依リ中央行政
官庁ノ職權ト定メラレタルモノハ当該行政官庁之ヲ行フ

一 更正許認可

二 許認可ニ対スル条件又ハ制限ノ附加及許認可ノ有効期間
ノ指定並ニ其ノ変更

三 免許料其ノ他許認可ニ関スル手数料ノ徴収

四 免許状、許可証ノ類ノ發給、書換其ノ他之二關スル手続
上ノ措置

五 詐欺又ハ錯誤ニ基ク許認可ノ取消及之ニ伴フ原状ノ回復
其ノ他ノ措置ニ係ル命令

六 關係各庁トノ協議、指示、關係人ノ意見書ノ受理其ノ他
ノ許認可ノ処分ノ為又ハ其ノ処分ニ伴ヒ必要ナル手続上ノ

措置

七 許認可ノ処分ノ為又ハ其ノ処分ニ伴ヒ必要ナル臨検検査又ハ報告、資料等ノ徴収

八 前各号ニ掲グルモノノ外主務大臣ノ指定シタル職權

前項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ事項ヲ指定シ同項ノ規定ニ依リ中央行政官庁以外ノ行政官庁ヲシテ行ハシムベキ職權ノ全部若ハ一部ニ付中央行政官庁之ヲ行フ旨ノ定ヲ為シ又ハ当該行政官庁ノ外中央行政官庁モ亦之ヲ行フ旨ノ定ヲ為スコトヲ得

第六条 第四条第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ中央行政官庁ノ職權ヲ他ノ行政官庁ヲシテ行ハシムル場合ニ於テハ中央行政官庁ノ職權ニ係ル命令ノ罰則ノ適用ニ付テハ当該行政官庁ハ之ヲ中央行政官庁ト看做ス

第七条 主務大臣ハ第二条乃至第五条ノ規定ニ依ル許認可ノ廃止又ハ許認可ニ関スル職權ノ委讓ニ伴ヒ特ニ必要アリト認ムルトキハ当該許認可ニ關聯スル他ノ現行規定ニ対シ必要ナル特例ヲ設クルコトヲ得

第八条 本令ハ左ニ掲グル許認可ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 陸軍大臣、海軍大臣又ハ司法大臣ノ所管事項（此等ノ大臣ト他ノ大臣トノ共管ニ屬スルモノヲ含ム）ニ係ル許認可（第七号ニ掲グル法人以外ノ法人ニ対スル民法第一編第二章ノ規定ニ基ク許認可ニシテ司法大臣ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク）

二 官吏服務紀律ニ依ル許可其ノ他官庁職員ノ服務ニ關スル

許認可及官庁職員ノ共済組合ニ対スル許認可

三 帰化又ハ国籍離脱ノ許可及明治三十一年法律第二十一号

ニ依ル許可

四 特許權其ノ他ノ工業所有權、著作權又ハ出版權ニ係ル許認可

五 医師、齒科医師、藥劑師又ハ獸醫師ノ免許

六 學位令、中等學校令、青年學校令、盲學校及聾啞學校令

又ハ私立學校令ニ規定スル許認可及大學、高等学校、專門學校又ハ此等ノ學校ニ準ズベキ各種學校ニ係ル大學令、高等學校令、專門學校令又ハ私立學校令ニ基ク許認可

七 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル法人（法令ニ設立委員ノ任命其ノ他行政官庁ノ直接ノ処分ニ基ク設立ノ規定アル法人、法令ニ行政官庁ノ命令ニ依ル設立ノ規定アル法人、法令ニ地区又ハ区域ニ關スル規定アル法人及法令ニ全国ヲ通ジテ一箇トスル旨ノ規定アル法人ヲ含ム）ニシテ其ノ目的トスル事業ガ内地（樺太ヲ除キタル場合ヲ含ム）全般ニ亘ルモノ、其ノ目的トスル事業ガ内地以外ノ地域ニ渉ルモノ又ハ其ノ目的トスル事業ガ内地以外ノ地域ノミニ係ルモノニ対スル（其ノ役職員ニ対スル場合ヲ含ム）当該法令ニ基ク許認可及当該法令ニ基キ此等ノ法人ニ対スル地方税ノ賦課ニ關シ都道府県市町村其ノ他之ニ準ズベキモノガ受クベキ許認可

八 中央行政官庁ノ直接ノ管理ニ屬スル土地、工作物、物件、權利若ハ施設ノ利用等ニ付又ハ中央行政官庁ノ機密事項其

ノ他中央行政官庁ニ於テ公ニセザル事項ノ出版、新聞紙掲載ニ付其ノ管理者トシテ中央行政官庁ノ為ス許認可

九 許認可ノ処分ニ付現行規定ニ委員会、審査会其ノ他ノモノ

ノ(地方別ニ置カルルモノヲ除ク)ノ意見ヲ徴シ又ハ諮問若ハ議決ヲ經テ之ヲ行フコトヲ要スル旨ノ定アルモノ(事案ノ重要ナルモノニ付意見ヲ徴シ又ハ諮問若ハ議決ヲ經ルコトヲ要スル旨ノ定アルモノニ付テハ事案ノ重要ナラザルモノニ係ル許認可ヲモ含ム)

十 許認可ノ処分ニ付現行規定ニ朝鮮總督、台湾總督、滿洲

國駐劄特命全權大使又ハ南洋庁長官ト協議シテ之ヲ行フコ

トヲ要スル旨ノ定アルモノ其ノ他内地ト内地以外ノ地域ト

ニ渉ル許認可

前項第七号ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ同号ニ掲グル許認可ノ

一部ニ付本令ヲ適用スルコトヲ得

第九条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令施行ニ関シ必要ナル

事項ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ内地ニ之ヲ施行ス

第四条第一項ノ規定ニ依リ中央行政官庁ノ許認可ノ職權ヲ他ノ行政官庁ヲシテ之ヲ行ハシムル場合ニ於テ本令施行前中央行政官庁ニ対シ為シタル当該許認可ノ申請ニシテ中央行政官庁又ハ法令ニ定ムル經由官庁(官庁以外ノ經由機關ヲ含ム)ニ受理セラレタルモノノ処理ニ関スル職權及当該許認可(本令施行前許

認可ノ処分アリタルモノヲ含ム)ニ係ル第五条第一項ニ規定スル職權ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外仍従前ノ例ニ依ル

地方參事官等臨時設置制中左ノ通改正ス

第一条及第五条中「地方長官ニ屬セシメタル職權」ノ下ニ「並ニ許認可等臨時措置令ニ基キ戰時行政職權特例第六條ノ都府府長官トシテノ地方長官ニ屬セシメタル職權」ヲ加フ

文部省令第三十四号

文部省關係許認可等臨時措置令施行規則左ノ通定ム

昭和十九年五月二十九日

文部大臣 子爵 岡部長景

文部省關係許認可等臨時措置令施行規則

第一条 許認可等臨時措置令(以下令ト称ス)第二条第二項

ノ規定ニ依リ特例ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 左ニ掲グル文部大臣ノ許認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

文部大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

(一) 国民学校令施行規則第二十八條ノ二、第三十六條、第

三十八條第二項、第一百條第二項及第二百二十二條ノ規定ニ

依ル認可

(二) 青年学校令施行第六十六條ノ規定ニ依ル認可

(三) 中学校規程第十五條及第三十二條ノ規定ニ依ル認可

(四) 高等女学校規程第十六條及第三十三條ノ規定ニ依ル認可

可

(五) 実業学校規程第二十条及第三十七条ノ規程ニ依ル認可

(六) 昭和十四年文部省令第四十九号ニ規定スル認可

(七) 図書館令第十条及図書館令施行規則第八条ノ規定ニ依ル認可

二 左ニ掲グル文部大臣ノ認可ニ付テハ現行規定ニ依ル

(一) 国民学校令施行規則第三十五条ノ規定ニ依ル認可

(二) 中学校規程第十四条ノ規定ニ依ル認可

(三) 高等女学校規定第十五条ノ規定ニ依ル認可

(四) 実業学校規程第十九条ノ規定ニ依ル認可

(五) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第三条第二項ノ規定ニ依ル認可

第二条 地方学事通則第九条第二項ニ掲グル監督官庁ノ許可ハ

令第三条ニ於テ準用スル令第二条第二項ノ規定ニ依リ之ヲ受クルコトヲ要セズ文部大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

第三条 令第四条第二項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル文部大臣ノ許可ニ付テハ現行規定ニ依ル

(一) 公立私立盲学校及聾啞学校規程第十条第一項第三号、

同条第二項第二号、第十一号第一項第三号、同条第二項第二号及第二十二号第二項ノ規程ニ依ル認可

(二) 青年学校令施行規則第五十四条ノ規定ニ依ル認可及同令第五十一条第二項中名称ノ變更ニ係ル認可

(三) 中学校規程第二十二号第二項、同条第四項、第五十一条及第六十一条第一項ノ規定ニ依ル認可並ニ同令第四十九条第四項中名称、修業年限、入学資格及生徒定員ノ變

更ニ係ル認可

(四) 高等女学校規程第二十三号第二項、同条第四項、第五

十一条及第六十六条第一項ノ規定ニ依ル認可並ニ同令第四十九条第四項中名称、修業年限、入学資格及生徒定員ノ變更ニ係ル認可

(五) 実業学校規程第二十八号第二項、第五十七号第一項及第七十条第一項ノ規定ニ依ル認可並ニ同令第五十五条第四項中名称、修業年限、入学資格、学科、学級数及生徒定員ノ變更ニ係ル認可

(六) 専門学校入学者檢定規程第十一条ニ依ル指定ニ関スル規則第二条第二項ノ規定ニ依ル認可並ニ同条第一項中規則及生徒定員ノ變更ニ係ル認可

(七) 教員保養所令第二条第二項及教員保養所設置廢止ニ関スル規程第一条第二項ノ規定ニ依ル認可

(八) 明治三十三年文部省令第十五号第四条第一項ノ規定ニ依ル認可

(九) 教科用圖書檢定規則第七条ノ規定ニ依ル文部省ノ承認
(十) 教員檢定受驗資格認定学校ニ関スル規則第三条ノ規定ニ依ル認可

(一) 中学校高等女学校教員檢定規程第七条第二号及中学校高等女学校教員無試験檢定許可規程第八条ノ規定ニ依ル許可及認可

(二) 実業学校教員檢定ニ関スル規程第六号第五号及実業学校教員檢定ニ関スル規程第六号第五号ニ依ル許可ニ関ス

ル規則第二条ノ規定ニ依ル許可及認可

- (三) 宗教団体法及宗教団体法施行令ニ規定スル認可
- (四) 国宝保存法及国宝保存法施行規則ニ規定スル許可
- (五) 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律ニ規定スル許可
- (六) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第三条第一項ノ規定ニ依ル認可

(七) 少年教護法第二十四条第一項但書ノ規定ニ依ル認可

(加筆・朱書)

◇) 第四条 文部大臣所管事項ニ係ル事業ヲ行フ法人ニ対スル

民法第一編第二章並ニ文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程(以下規程ト称ス)ニ規定スル文部大臣ノ許可、認可又ハ承認ニ関シ令第四条第二項ノ規定ニ依リ特例ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 本令施行後ニ設立セラルル法人及本令施行ノ際現ニ存スル法人ニシテ左ニ掲グルモノニ対スル民法第一編第二章及規程ニ規定スル許可、認可又ハ承認ニ付テハ現行規定ニ依ル

(一) 大学、高等学校及専門学校ノ維持經營ヲ目的トスル法人

(二) 教派、宗派及教団ノ維持並ニ其ノ聯絡提携ヲ目的トスル法人

(三) 育英事業ヲ目的トスル法人

(四) 大日本教育会、社団法人少国民文化協会、財団法人日本青年館、財団法人大日本職業指導協会、財団法人国民教育研究所、財団法人聾啞教育福祉協会、財団法人実業

教育振興中央会、財団法人中央教化団体聯合会、財団法人勤労者教育中央会、財団法人日本女子会館、恩賜財団大日本母子愛育会、財団法人社会教育協会、財団法人日本文化中央聯盟、財団法人大日本映画教育会、社団法人日本音盤協会、社団法人日本音楽文化協会、財団法人国際文化振興会、社団法人日本美術報国会、社団法人日本図書館協会、日仏会館、日独文化協会、日伊文化協会、財団法人日独医学協会、財団法人大日本仏教会、財団法人在外邦人子弟教育協会、日本學術振興会、財団法人科学文化協会、財団法人民族学協会、財団法人資源科学諸学会聯盟、財団法人東京科学博物館後援会、財団法人帝國学校衛生会、私立中等学校恩給財団

二 本令施行後ニ設立セラルル法人及本令施行ノ際現ニ存スル法人ニシテ左ニ掲グルモノニ対スル民法第三十四条及第七十二条第二項ノ規定ニ依ル許可並ニ民法第三十八条第二項及規程第四条ノ規定ニ依ル定款又ハ寄附行為ノ變更ニ係ル認可ニシテ法人ノ目的又ハ役員ノ構成ノ變更ニ関スルモノニ付テハ現行ノ規定ニ依リ民法第一編第二章及規程ニ規定スル其ノ他ノ認可又ハ承認ニ付テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ文部大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

(一) 大学、高等学校及専門学校維持經營ノ後援事業ヲ目的トスル法人

(二) 大学、高等学校並ニ専門学校ノ職員、学生、卒業生ノ親睦ヲ目的トスル事業ヲ行フ法人

(三) 前号(四)二掲グルモノヲ除キ學術技芸研究ノ振興ヲ目的トスル事業ヲ行フ法人

三 本令施行後設立セラルル法人及本令施行ノ際現ニ存スル法人ニシテ左ニ掲グルモノニ対スル民法第三十四条及第七十二条第二項ノ規定ニ依ル許可並ニ民法第三十八条第二項及規程第四条ニ依ル定款又ハ寄附行為ノ變更ニ係ル認可ニシテ法人ノ目的又ハ役員ノ構成ノ變更ニ関スルモノニ付テハ現行ノ規定ニ依ル

(一) 大学、高等学校及専門学校以外ノ学校ノ維持經營ヲ目的トスル法人

(二) 第一号ニ掲グルモノヲ除キ其ノ目的トスル事業ガ内地全般ニ亘ル法人

附則

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

明治三十三年^{九月六日}文部省令第十五号ハ教員免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得ルノ件及昭和十四年^{八月十四日}同第四十九号ハ青年学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞・楽曲ニ関スル件ナリ

發文七一号

昭和十九年五月二十九日

文部次官

文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則施行ニ関スル件

曩ニ公布相成タル許可認可等臨時措置令ニ基ク文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則本日文部省令第三十四号ヲ以テ公布セラレ六月一日ヨリ施行ノコト、相成タル処右ハ中央官庁ノ許可等ノ事項ヲ出来得ル限り整理シ行政事務ノ刷新簡捷ヲ図ラントスル趣旨ニ出デタルモノナルニ付之ガ趣旨御諒得ノ上委讓セラレタル許可權ノ執行其ノ他本令ノ運用ニ関シテハ特ニ別記事項充分留意相成万遺憾ナキヲ期セラレ度此段及依命通牒

別紙

許可認可等臨時措置令及文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則ノ施行ニ関スル留意事項

一 本令第二条第一項及第三条ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ要セズ地方長官限り処理スベキコト、定メラレタル事項左ノ通りナルニ付留意サレタキコト

(一) 専科訓導ノ試験檢定ニ於ケル指定科目以外ノ科目試験ノ程度(国民学校令施行規則第百条四項但書)

(二) 学務委員ノ増員(同第百十八条)

(三) 幼稚園職員ノ復職又ハ業務停止解除(幼稚園令施行規則第十四条ノ二十二)

二 現行規定ニ依ル文部大臣ノ許可認可事項ニシテ本令第四条第一項ニ依リ地方長官ニ於テ許可認可スベキモノト定メラレタル事項左ノ通りナルニ付留意サレタキコト

- (一) 盲聾哑学校ニ関スル左ノ事項
- (イ) 予科、別科、研究科及選科生ニ関スルコト（公立私立盲学校及聾哑学校規程第八条）
- (ロ) 名称、位置、生徒定員及開校年月ノ変更（同第十八条第二項）
- (二) 青年学校ニ関スル左ノ事項
- (イ) 位置及開校年月ノ変更（青年学校令施行規則第五十一条第二項）
- (ロ) 学則ノ変更（同第五十二条第二項）
- (三) 中等学校ニ関スル左ノ事項
- (イ) 授業日数ノ特例（中学校規程第十条、高等女学校規程第十一条第一項、実業学校規程第十二条）
- (ロ) 高等女学校高等科及専攻科ノ授業日数（高等女学校規程第十一条第二項）
- (ハ) 付設課程ノ教科及修練課程（中学校規程第十二条第二項、高等女学校規程第十三条第三項）
- (ニ) 位置並ニ実業学校ノ開校年月ノ変更（中学校規程第四十九条第二項、高等女学校規程第四十九条第二項、実業学校規程第五十五条第四項）
- (ホ) 授業料入学料等ノ徴収及其ノ額ノ変更（中学校規程第五十二条、高等女学校規程第五十三条、実業学校規程第五十八条）
- (四) 専門学校入学者檢定指定学校ニ関シ名称、位置及維持ノ方法ノ変更（専門学校入学者檢定規程第十一条ニ依ル指定ニ関スル規則第二条第一項）
- (五) 養護訓導養成指定学校ニ関シ其ノ目的、名称、位置、学則又ハ規則、生徒定員、校地、校舍、維持ノ方法及設立者ノ変更（国民学校令施行規則第一百四十一条ノ学校又ハ養成所ノ指定ニ関スル規則第二条）
- (六) 大学、高等学校又ハ専門学校ニ準ズベキモノヲ除キ専門学校入学者檢定指定学校以外ノ各種学校ニ関スル目的、名称、位置及学則ノ変更（私立学校令施行規則第一条第二項）
- (七) 図書館ニ関スル左ノ事項
- (イ) 設立廃止（図書館令第七条第一項、図書館令施行規則第一条第一項）
- (ロ) 設置者ノ変更（同第三条）
- (ハ) 寺院等ノ寄付金又ハ負債募集ニ関スル左ノ事項
- (イ) 二以上ノ庁府県ニ渉ル募集（明治三十一年内務省令第六号第三条第二項、第四条）
- (ロ) 募集事項ノ変更（同第六条）
- (加筆) (九) 文部大臣所管法人ニ関スル左ノ事項
朱書
- (イ) 大学、高等学校及専門学校以外ノ学校ノ維持經營財団（主トシテ中等学校經營財団）及全国的ニ事業ヲ行フ法人ニシテ本令施行規則第四条第一号ニ掲グル以外ノモノニ対スル
- (1) 定款又ハ寄附行為ノ変更ニシテ法人目的又ハ役員ノ構成ノ変更ニ係ルモノ以外ノモノ（民法第三十八

条第二項並ニ文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及
監督ニ関スル規程第四条)

(2) 財産処分(規程第五条)

(3) 新ナル義務負担又ハ権利拋棄(同 右)

(4) 一時借入金以外ノ借入金(同 右)

(ロ) 本令施行規則第四条第一号及至第三号ニ掲グル法人
以外ノ法人ニ対スル

(1) 設立(民法第三十四条、規程第一条)

(2) 定款又ハ寄附行為ノ変更(民法第三十八条第二項、
規程第四条)

(3) 財産処分(規程第五条)

(4) 新ナル義務負担又ハ権利拋棄(同 右)

(5) 一時借入金以外ノ借入金(同 右)

(6) 解散ノ場合ノ財産処分(民法第七十二条第二項、
規程第五条)

三 本令ノ解釈ニ関シ左ノ諸点ニ留意サレタキコト

(一) 本令ハ現行法令ノ規定ニ依ル中央行政官庁ノ許認可ニ
其ノ適用アルモノナルニ付訓令、通牒、告示、達等ニ規
定セル許認可ニ適用ナキハ勿論、法人ノ定款又ハ寄附行
為其ノ他ノ団体ノ団則等ノ中ニ規定セラレタル文部大臣
ノ許認可事項等ニ付テハ適用ナキコト

(二) 本令ハ許可、認可、免許、認許、特許及承認ノ文字ヲ
使用セル許認可事項ニ適用アルモノナルニ付法令中ニ
「指揮」「認定」「検定」「免許状ノ授与」「報告」「開申」

「届出」等ノ文字ヲ使用セル事実上ノ許認可事項ニ付キ
其ノ適用ナキハ勿論、例ヘバ単ニ「申請」ノ文字ヲ使用

シタル中学校規程第四十九条第三項、第五十条第五項ノ
実務科ノ設置廃止等ノ認可ニ付テモ本令ノ適用ナキコト

(三) 本令ニ謂フ中央行政官庁ノ許認可トハ第一条第四項ニ
掲グル官庁ノ許認可ニ限ラレ又本令第四条ノ許認可ハ第
一条第四項ノ中央行政官庁ト第五項ノ地方官庁トノ間ノ
モノニ限ラル、趣旨ナルヲ以テ人又ハ法人ガ地方長官ヨ
リ受クル許認可、官立学校長ガ中央行政官庁ヨリ受クル
許認可、学生生徒ガ学校長ヨリ受クル許認可等ニハ本令
ノ適用ナキコト

(四) 本令第二条ハ地方行政官庁ガ其ノ上級官庁トシテノ中
央行政官庁ノ監督上ノ許認可ニ付適用アルモノナルニ付
例ヘバ教職員共済組合令施行規則第四十条第二項ニ規定
スル場合ノ如ク組合支部ノ事務分掌者タル地方長官ニ対
シ組合管理者トシテ為ス文部大臣ノ認可等ニハ適用ナキ
コト

(五) 本令第四条第一項ノ適用ニ関シ例ヘバ地方長官ガ道府
県立学校ノ管理者トシテ受クベキ文部大臣ノ認可権(例
ヘバ中学校規程第五十二条ノ規定ニ依ル授業料入学科等
ノ徴収ノ認可)ガ地方長官ニ委譲セラルル場合ハ当然ニ
当該認可ハ之ヲ要セザルモノト解スベキコト

(六) 本令第八条第一項第六号中前段ノ各勅令ニ「規定スル」
許認可トハ各勅令ノ条項其ノモノニ許認可ヲ規定セル場

授業日数ノ特例	中 学 校										青 年 学 校				
	教員定数ノ減少 及変更	授業料入学科ノ徴収	費用負担者又ハ設立 者ノ変更	定員ノ変更	名称、位置、修業年 限、入学資格、生徒 其ノ他	実務科ノ生徒数	生徒数ノ増加	歌詞楽譜ノ撰定	未検定教科書ノ一時 使用	実務科ノ教科及修練 課程	授業日数ノ特例	唱歌用ニ供スル歌詞 楽譜	町村制ヲ施行セザル 地域ノ青年学校ノ特 例	設置者ノ変更	科、教授訓練期間、 科目、時数ノ変更
女規一一〇一	六〇一	五二	五一	中規四九〇四	三二	二二〇四	二二〇二	一五	一四	一二	中規一〇	昭一四、省令四九号	六六	五四	青施五一〇二
四〇一	四〇二	四〇一	四〇二	四〇二	二〇二	四〇二	四〇二	二〇二	二〇二	四〇一	四〇一	二〇一	二〇二	四〇二	四〇一
地方長官	大 臣	地方長官	大 臣	大 臣	地方長官	大 臣	大 臣	地方長官	大 臣	地方長官	地方長官	地方長官	地方長官	大 臣	地方長官
				位置ノ変 更ヲ除ク	大臣二報 告							大臣二報 告	大臣二報 告		

其ノ他	女 学 校										高 等				
	入学者選抜区域設定	学級数ノ増加	歌詞楽譜ノ撰定	未検定教科書ノ一時 使用	授業日数ノ特例	教員定数ノ減少	費用負担者又ハ設立 者ノ変更	授業料入学科ノ徴収 及変更	名称、位置、修業年 限及入学資格生徒定 員ノ変更	入学者選抜区域設定 其ノ他	高等科及専攻科ノ生 徒数	生徒数ノ増加	歌詞楽譜ノ選定	未検定教科書ノ一時 使用	高等科及専攻科ノ教 科及修練課程
三	二八〇二	二〇	一九	實現一二	六六〇一	五一	五三	四九〇四	三三	女規二三〇四	二三〇二	一六	一五	一三〇三	一一〇二
二〇二	四〇二	二〇二	二〇二	四〇一	四〇二	四〇二	四〇一	四〇二	二〇二	四〇二	四〇二	二〇二	二〇二	四〇一	四〇一
地方長官	大 臣	地方長官	大 臣	地方長官	大 臣	大 臣	地方長官	大 臣	地方長官	大 臣	大 臣	地方長官	大 臣	地方長官	地方長官
告	大臣二報							位置ノ変 更ヲ除ク	大臣二報 告						

業	学 校											
	名称、位置、修業年限、入学資格、学科、学級数、生徒定員ノ変更	学校種類ノ変更	費用負担者又ハ設立者ノ変更	授業料入学科ノ徴収及変更	教員定数ノ減少	名称、位置、学則、生徒定員数及維持ノ方法ノ変更	設立者ノ変更	校長又ハ学校代表者ノ変更	地方学校図書館ノ為ノ基本財産積立金ノ管理	通則	教員	養育
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	五五〇四	五七〇一	五七〇一	五八	七〇〇一	専檢 二〇一	二〇二	二〇二	地方 九〇二	教令 二〇二	教規 一〇二	百四二
	四〇二	四〇二	四〇二	四〇一	二〇二	四〇二	四〇二	四〇二	三 二〇二	四〇二	四〇二	四〇一
	大 臣	大 臣	大 臣	大 地方長官	大 臣		大 臣	大 臣	府県知事	大 臣	大 臣	地方長官
	位置ノ変更ヲ除ク					名称位置維持ノ方法ヲ除ク			大臣ニ報告			

設 立	中 等 学 校 教 員											
	民法三四	民法三八〇二	民法五	民法七二〇二	法人五	教科七	教員檢定受験資格認定学校ノ学則変更	中等教員無試験檢定許可学校	同 右ノ学則其ノ他ノ変更	実業教員無試験檢定許可学校	同 右ノ学則其ノ他ノ変更	無資格教員ノ制限外採用
法人一	法人四	法人五	民法七二〇二	法人五	教科七	教檢 三	中檢 七〇二	中無 八	実檢 六〇五	実六 二	無免 四	四令 七
四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇一
地方長官	地方長官	地方長官	地方長官	地方長官	地方長官	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	地方長官
特殊ノモノヲ除ク(別表参照)	特殊ノモノヲ除ク(同)	特殊ノモノヲ除ク(同)	特殊ノモノヲ除ク(同)	特殊ノモノヲ除ク(同)	特殊ノモノヲ除ク(同)							

重要美術品	宗 教 団 体												図 書 館			
	輸出又ハ移出	寺有国宝ノ模写模造又ハ其ノ承認	寺院外搬出	寺有国宝ノ出陳又ハ	設計仕様、着手時期、竣成期限ノ変更	寺院ノ国宝管理者	教派等ノ清算終了	処分	解散法人ノ残余財産	教派等ノ合併又ハ解散	管長、教団統理者ノ就任	非法人教団等ガ法人トナルトキ	法規、宗制、教団規定ノ変更	教派、宗派、教団ノ設立	道府県立及中央図書館以外ノ図書館ノ設備経営ニ関スル事項	設置者ノ変更
重美一	〃 二七	〃 二五	国規二一	国宝一二〇但	〃 三一	宗令二九	〃 五〇一	宗法 四〇四	〃 三〇三	〃 三〇三	宗法 三〇一	〃 三〇一	〃 三〇一	〃 三〇一	〃 三	〃 一〇
四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	二〇一	四〇一	二〇二
大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	地方長官	地方長官	地方長官
														大臣ニ報告		大臣ニ報告

少年教護院	附 寄 ノ 院 寺 物	募 集 事 項 ノ 変 更	右ヲ目的トスル団体ノ用ニ供スル為ノ寄付募集	寺院等ノ法人ノ寄付金募集ニシテ二府県以上ニ渉ルモノ	寺院 三〇二	現狀変更、古墳発掘ノ許可	史令 三〇二	古墳発掘
少年教護院ノ教科					寺院 三〇二		史令 三〇二	史令 三〇一
四〇二		四〇一	四〇一	四〇一	地方長官		史令 二〇二	四〇二
大臣		地方長官	地方長官	地方長官	地方長官		大臣	大臣

備考

- 一、本表中根拠条項ニ関スル法令略符左ノ如シ
- 国施—国民学校令施行規則
- 盲聾—公立私立盲学校及聾哑学校規程
- 幼施—幼稚園令施行規則
- 青施—青年学校令施行規則
- 中規—中学校規程
- 女規—高等女学校規程
- 実施—実業学校規程
- 専檢—専門学校入学者檢定規程第十一条ニ依ル指定ニ関スル規則
- 地方—地方学事通則
- 教令—教員保養所令

教規—教員保養所設置廃止ニ関スル規程
 百四—国民学校令施行規則第四百条第一号ノ学校又ハ養成所ノ指定ニ
 関スル規則

法人—文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程
 教科—教科用図書檢定規則

教檢—教員檢定受験資格認定学校ニ関スル規則

中檢—中学校高等女学校教員檢定規程

中無—中学校高等女学校教員無試験檢定許可規程

実施—実業学校教員檢定ニ関スル規程

実六—実業学校教員檢定ニ関スル規程第六條第五号ニ依ル許可ニ関ス
 ル規則

無免—教員免許状ヲ有セザル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得ルノ件

図令—図書館令

図施—図書館令施行規則

宗法—宗教団体法

宗令—宗教団全法施行令

国宝—国宝保存法

国規—国宝保存法施行規則

重美—重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

史令—史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

寺院—寺院仏堂ニ於ケル参拝料、觀覽料徴収ニ寄附金及負債募集取締
 ノ件

少年—少年教護法

少年—少年教護法

法人ニ対スル許認可権帰属表

大別	法人種類	設立、目的又ハ役員構成ノ變更及解散ノ時ノ財産処分	其ノ他ノ許認可(財産処分權利拋棄、借入金等)	根拠事項
----	------	--------------------------	------------------------	------

学校関係	法人	教宗派法人	学芸研	究法人	育英法人	特記法人	全国法人	其ノ他
大学、高等学校、専門学校維持経営法人 右以外ノ学校維持経営法人(中等学校法人等)	大学高専ノ後援法人	教派、宗派、教団維持聯絡法人	特記研究法人(日本學術振興會、科学文化協會等)	其ノ他ノ學術技芸研究振興助成法人(野口研究所等)	育英法人	特記法人(大日本教育會、少國民文化協會等)	以上以外ノ全国法人	其ノ他ノ法人(地方の法人)
大	大	大	大	大	大	大	大	地方長官
大臣	大臣	大臣	大臣	大臣ニ報告	大臣	大臣	地方長官	地方長官
一ノ(一)	二ノ(一)	一ノ(二)	一ノ(四)	一ノ(三)	一ノ(三)	一ノ(四)	三ノ(二)	令四條一項

(備考)

根拠条項ハ令施行規則第四條ノ号数ヲ示ス

号 裁
 定 決 月 日 文書課長
 送 發 月 日 起案者

昭和 年 月 日 起案
 財団法人設立許可ノ件

指令案

昭和 年 月 日 付申請財団法人

設立ノ件民法第三十四条ニ依リ許可ス

年月日

文部大臣

案ノ二

年月日

文部省国民教育局長

知事殿

財団法人設立ノ件

月 日付 学第

号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件本日別

ノ通指令相成リタル処右ハ左記事項ヲ履行スルコトヲ条件トシ
テ特ニ詮議相成タル儀ニ付此ノ旨御示達ノ上法人ノ事業経営上
万遺憾無キヲ期セラレ度

追テ基本金管理ニ関シ其ノ受託者ニシテ不適當ト認メタルトキ
ハ文部大臣(加筆・朱線)ハ之ガ変更ヲ命ズルコトアルベキニ付此ノ旨併セテ
御示達相成度

記

一、基本金 万円ハ確實ナル信託会社ニ信託ト為シ左ノ如キ条

項ヲ挿入シタル約款ヲ作成シ法人設立許可後三週間以内ニ

其ノ信託証書並ニ契約書ノ写ヲ提出スルコト

イ 信託契約期間内契約ノ解除又ハ契約期間終了後本信託

財産ノ受領ヲ為サントスルトキハ文部大臣(加筆・朱線)ノ承認ヲ受クル

コト

ロ 本契約ニ依ル受益権ハ文部大臣(加筆・朱線)ノ承認アルニ非ザレバ

売買譲渡又ハ質権ノ目的ト為スコトヲ得ザルコト

二、信託金契約期間終了後ハ遅滞ナク契約ノ更新ヲ為シ其ノ信

託証書並ニ契約書ノ写シヲ添ヘ文部大臣(加筆・朱線)ニ報告スルコト

三、期間終了ノ際或ハ其ノ他止ムヲ得ザル場合ニシテ受託者ヲ

変更セントスルトキハ事前ニ文部大臣(加筆・朱線)ノ承認ヲ受クルコト

(抹消)

案ノ三

本謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

年月日

文部省

注意 一、認証用謄本ハ書類末尾ニアリ

二、認証形式ハ前例ニヨル

三、本案ハ別途申請

高等学校ノ設置認可ト同時施行ノコト

備考

(雛形)(加筆)

財団法人 寄附行為

第一章 総 則

第一条 本法人ハ財団法人 ト称ス

第二条 本法人ノ事務所ヲ 番地ニ置ク

第二章 目的及事業

第三条 本法人ハ中等学校令ニ基キ教育勅語ノ旨趣ヲ奉体シ

皇国ノ道ニ則リ男子(女子)ニ須要ナル高等普通教

育（又ハ実業教育）ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ
目的トス

第四条 本法人前条ノ目的ヲ逐センカ為〔高等女〕^{（抹消）}学校ヲ維持
經營ス

第三章 資産及會計

第五条 本法人ノ資産ハ左ノ如シ

- 一、別紙財産目録記載ノ動産及不動産
- 二、本法人ノ事業ヨリ生スル収入
- 三、将来取得スヘキ寄附金、補助金
- 四、其ノ他ノ収入

第六条 本法人ノ資産ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二種ト
ス

基本財産ハ別紙財産目録中第一号ノ資産及将来基本
財産ニ編入セラレタル資産ヲ以テ構成シ基本財産以
外ノ資産之ヲ普通財産トス 但寄附金ニシテ当該寄
附者ノ指定アルモノハ其ノ指定ニ從フ

〔前項基本財産中基本金ハ設立当初ハ二万円ニシ昭
^{（抹消）}
和十六年度ニ於テ設立者ハ更ニ一万円ヲ積立ツルモ
ノトス〕

第七条 本法人ノ基本財産中現金ハ理事会ノ議決ニ依リ確実
ナル有価証券ヲ購入スルカ又ハ郵便貯金若ハ確実ナ
ル信託会社ニ信託トナシ或ハ銀行預金トナシ理事長
之ヲ保管ス

第八条 基本財産^{（加筆）}ノ元本ハ之ヲ費消シ又ハ換保ニ供スルコ

トヲ得ズ

但シ本法人ノ事業遂行上已ムヲ得ザル理由アルトキ
ハ理事会ノ議決ヲ經^{（抹消）}〔主務官庁〕^{（加筆）}〔〇〇都〕^{（加筆）}府県知
事ノ承認ヲ受ケ其ノ一部ニ限り之ヲ処分スルコト
ヲ得

第四章 経 費

第九条 本法人ノ目的タル事業ノ遂行ニ要スル費用ハ資産ヨ
リ生スル果実、入学^{（加筆）}考査^{（加筆）}料、授業料其他ノ普通財
産ヲ以テ支弁スルモノトス

第十条 本法人ノ予算ハ毎會計年度開始前理事長ニ於テ之ヲ
編成シ理事会ノ議決ヲ經ルモノトス

第十一条 本法人ノ決算ハ會計年度終了二箇月以内ニ理事長
之ヲ作製シ財産目録及事業報告書ト共ニ監事ノ承認
ヲ經テ理事会ノ認定ニ附スヘシ

本法人ノ決算ニ剰余金アルトキハ理事会ノ議決ヲ經
テ其ノ一部若ハ全部ヲ基本財産ニ編入シ又ハ翌年度
ニ繰越スコトヲ得

第十二条 収支予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負
担ヲナシ又ハ権利ノ抛棄ヲ為サントスルトキハ理事
会ノ議決ヲ經テ〔主務官庁〕^{（抹消）}〔〇〇都〕^{（加筆）}府県知事ノ
承認ヲ得ルコトヲ要ス予算内ノ支出ヲ為ス其ノ會計
年度内ノ収入ヲ償還スル一時借入金以外ノ借入金ニ
付亦同シ

第十三条 本法人ノ會計年度ハ^{（加筆）}〔毎年〕四月一日ニ始マリ翌年

三月三十一日ニ終ル

第五章 役員

第十四条 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 ○名(理事長一名)

監事 ○名

評議員 ○名

第十五条 理事及監事ハ評議員会ニ於テ選任シ理事ハ互選ニ

ヨリテ理事長一名ヲ定ム 但シ理事中^(抹消)〔^(加筆)〕名ハ

〇〇^(抹消) 学校長〔左ノ〕職ニアルモノヲ以テ之ニ充ツ

理事〔^(加筆)〕就任ニ付テハ〔^(抹消)〕^(加筆) 〇〇都^(加筆) 府県

知事ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス 〔^(抹消)〕^(加筆) 但シ前項〔^(加筆)〕前項理

事ハ其ノ〕認可ノ取消アリタル場合ハ任期中ト雖モ

退任スルモノトス

第十六条 評議員ハ学職希望アルモノ又ハ本法人ニ功勞アル

者ノ中ヨリ理事会ニ於テ選任ス

第十七条 理事長ハ本法人ノ事務ヲ総理シ本法人ヲ代表シ総

テ会議ノ議長トナル 理事長事故アル場合ハ理事長

指名ノ理事其ノ職務ヲ代行ス

第十八条 本法人ノ役員ノ任期ハ五年トス 但シ再任ヲ妨ケ

ス 補欠ニヨル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九条 役員ハ其ノ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄

ハ仍ホ其ノ職務ヲ行フ

第二十条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フ

第六章 会 議

第廿一条 理事会ハ理事ヲ以テ組織ス

理事会ハ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ召集

ス

第廿二条 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非レハ會議ヲ

開クコトヲ得ス 但シ書面ヲ以テ他ノ理事ニ委任シ

タルモノハ出席者ト看做ス

理事会ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可

否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第廿三条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織シ本法人ノ重要ナル

事項ヲ審議ス

第廿四条 評議員会ノ召集及開會、議決ニ関シテハ第廿一条

第二項及ヒ第廿二条ノ規定ヲ準用ス

第七章 寄附行為ノ變更並ニ解散

第廿五条 本寄附行為ハ理事四分ノ三以上ノ同意ヲ得且^(抹消)

務官庁^(加筆)〔^(加筆)〕〇〇都^(加筆) 府県知事〕ノ認可ヲ得ルニアラ

サレハ變更スルコトヲ得ス 〔^(加筆)〕^(加筆) 但シ第三条、第四条、

第十四条、第十五条、第二十六条及第二十七条ノ變

更ハ文部大臣ノ認可ヲ得ルヲ要ス^(抹消)

〔^(加筆)〕第廿六条 本法人ノ解散ハ全員ノ同意ヲ得且〔^(抹消)〕主務官庁

〔^(加筆)〕文部大臣〕ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

〔^(加筆)〕第廿七条 本法人解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ理事全員

ノ同意ヲ得タル上〔^(抹消)〕主務官庁〔^(加筆)〕文部大臣〕ノ許可ヲ得

テ之ヲ処分ス

第八章 附 則

第廿八条 本寄附行為施行ニ関スル細則ハ理事会ノ議決ヲ經

テ別ニ之ヲ定ム

第廿九条 本財団法人設立当初ニ於ケル理事及監事左ノ如シ

理事 (理事長)	何 某
理事	何 某

号	月 日	送 発
定決裁	文書課長	9月25日
		起案者
		(神麻)

昭和十九年九月三十一日起案

中等教育課長 (岡田)

(高澤)

年 月 日

課長

各内政部長宛

財団法人ノ理事就任等認可ニ関スル件

八月一日発国四五六号ニ基ク標記ノ件ニ関シ追書ヲ以テ添附シタル寄附行為中第二十七条逸脱シタルニ付二十六条トシテ左ノ一条ヲ加ヘ現第二十六条ヲ第二十七条ト訂正相成度

記

第二十六条 本法人ノ解散ハ理事全員ノ同意ヲ得且主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

(注記1)

(神麻) (抹消) [④] (施行前要素再回)

(注記2)

「二二」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「記録掛 22・7・4 受領」

(注記4)

「第三条 (目的)

第四条 (事業)

第十四条 (役員) (理事) (理事)

第十五条 (ノ構成)

第二十六条 (解散並ニ)

第二十七条 (財産処分)

(下札)

④種別 (曾我) つ三ノ一 / 聯繫 (加筆) (り) / 登録追加 / 件名 各地方

長官 (宛) (抹消) (加筆) (へ) 通牒 / 財団法人ノ理事就任等認可ニ関スル件 / 番

号 / 結了年月日 昭一九 八 一 / 保存年限 / 枚数

「自大13年至昭22年 法人総規」
文部省 34,32-7,2507